平成２５年（フ）第１８５６号
横浜市栄区東上郷町30番４―445号
債務者　乾　　享子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１００号
横浜市港南区上大岡東１丁目５番11―208号
債務者　吉野　泰之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
栃木県小山市西城南２丁目14番地２　カーポラヴォーロⅠ101号室
債務者　田中　澄枝（旧姓大島・橋本）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５７７号
静岡市清水区八坂東１丁目９番25号　Ｆ・Ｓ・Ｃ205号
債務者　辛嶋　由美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４６号
横浜市金沢区寺前１丁目11番９号
債務者　粟飯原賢次
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９０７号
神奈川県大和市福田513番地７
債務者　新井　清志
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３４号
横浜市磯子区森４丁目13番21号　ハイム小杉301号
債務者　森　　秀雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５１号
東京都あきる野市雨間709番地３クローカスＫ306号
債務者　鈴木真知子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５２号
東京都あきる野市雨間709番地３クローカスＫ306号
債務者　鈴木千はる
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７２号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目11番１―301号さくらアパート
債務者　堀川　七瀬
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２９０号
奈良県香芝市真美ケ丘１丁目９番７号、前住所奈良県香芝市別所24番地の10
破産者　磯部　正樹
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
埼玉県大里郡寄居町大字鷹巣275番地４
破産者　田島　勝次
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４０号
埼玉県行田市荒木2094番地　川久保方、住民票上の住所埼玉県行田市城西２丁目６番31号
破産者　福島　正子
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５９号
東京都板橋区西台２丁目１番６号　ソレイユ103、前住所東京都世田谷区祖師谷４丁目31番21号　エルパティオ307
破産者　斉藤　善行
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
川崎市川崎区宮前町12番14―803号　シャンボール川崎、前住所川崎市川崎区宮前町12番14―805号　シャンボール川崎
破産者　大塚　一美
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
福井県越前市東樫尾町第６号42番地
破産者　飯田　忠祐
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係